

三条中央商店街振興組合発行の三条中央商店街商品券をお持ちのお客様へ ～資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しのお知らせ～

平素より当組合発行の「三条中央商店街商品券」をご愛顧いただきありがとうございます。
当組合発行の未使用商品券(500円券、1,000円券)は令和2年9月30日をもって加盟店における利用を停止致しました。
つきましては下記の方法で払戻しを行いますので、ご案内申し上げます。

記

- 払い戻し対象となる商品券 三条中央商店街商品券 500円券 1,000円券
- 申出期間 令和2年10月1日(木)から令和2年11月30日(月)まで
上記申出期間に申出をされない方は、本払戻し手続きから除斥されます。
- 申出の方法 ①直接下記申出先に商品券を持参し、現金との交換を申出ください。
②郵送で申出の方は、私製封筒にて、ご住所・お名前・日中連絡可能なお電話番号・お振込みを希望の方は振込先の情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号)を明記の上商品券をご郵送(令和2年11月30日の消印有効)下さい。
※尚、郵便事故等により到着しない場合は、当会では一切責任を負いかねます。
知り得た個人情報については払戻しに関わる事柄以外に使用致しません。
- 払戻しの方法 ①直接商品券交換所に申出のお客様に、商品券額面金額を現金にて払戻し致します。
尚、準備の都合上事前にご連絡お願い致します。
②郵送で申出た方には、現金書留または振込にて払戻し致します。
- 申出先 ニッタ化粧品店(営業時間 9:30～19:30 水曜定休日)
〒955-0071 新潟県三条市本町2丁目12-4 TEL 0256-33-1153

※お問い合わせ先:新潟県三条市本町 2-12-4 ニッタ化粧品店 坂本まで TEL 0256-33-1153